

**平成 30～34 年度 小矢部川流域下水道
幹線管渠(砺波土木センター管内)点検調査業務委託仕様書**

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、標記業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

(調査対象)

第 2 条 調査対象区間は、以下に示す管渠、マンホール、伏越し及び占用道路とする。調査は以下に示す年度に実施することとし、これによりがたい場合は、調査職員の承諾を得ること。

(1) 下水道幹線管渠点検調査業務

【平成 30 年度】

小矢部福光幹線	小福 6-3 ～ 小福 7-4、 小福 7-5-1 ～ 小福 7-5	
福光城端幹線	福城 6-21 ～ 福城 7-6	(調査延長 3,200m)

【平成 31 年度】

井口幹線	井 3-42 ～ 井 7	
福光城端幹線	福城 7-6 ～ 福城 7	(調査延長 3,350km)

【平成 32 年度】

井口幹線	井 1-20 ～ 井 3-1	
福野井波幹線	小 28 ～ 福井 1-25	(調査延長 3,409m)

【平成 33 年度】

福野井波幹線	福井 1-25 ～ 福井 4-8	(調査延長 3,404m)
--------	------------------	---------------

【平成 34 年度】

砺波庄川幹線	砺 6-24 ～ 庄 6-1	
福野井波幹線	福井 4-8 ～ 福井 4	
福光城端幹線	小 33 ～ 福城 3-8	(調査延長 4,006m)

ただし、状況によっては、点検箇所の変更及び調査方法の変更もあり得る。

(2) ゲート点検業務

【平成 30～34 年度】(各 2 回/年)

小矢部川幹線伏越	小 28-9～ 小 28-10	(本江)
小矢部川幹線伏越	小 30-1～ 小 30-2	(柴田屋)
小矢部川幹線伏越	小 31-6～ 小 31-7	(上川崎)
小矢部川幹線伏越	小 40-6～ 小 40-7	(小林)
小矢部川幹線伏越	小 42-8～ 小 42-9	(梅野)
砺波庄川幹線伏越	庄 5-7 ～ 庄 5-8	(千代・宮丸)

(3) 下水道幹線管渠占用道路点検調査業務

【平成 30～34 年度】(各 2 回/年)

小矢部川幹線	小 27-12～小 43	L=13.31km
砺波庄川幹線	砺 6-25～庄 21	L=11.92km
井口幹線	井 1-1～井 7	L= 7.61km

福野井波幹線 福井 1-1～福井 5 L= 6.93km

福光城端幹線 福城 1-1～福城 7 L= 6.47km

小矢部福光幹線 小福 6-1-9～小福 7-5 L= 3.69km

高岡砺波幹線 高砺 5～高砺 11 L= 3.41km

※高岡砺波幹線については、供用開始に伴い調査延長が増加する予定。

(4) 伏越し清掃業務

【平成 30 年度】

小矢部川幹線伏越 小 28-9 ～ 小 28-10 (本江)
小矢部川幹線伏越 小 30-1 ～ 小 30-2 (柴田屋)
小矢部川幹線伏越 小 40-6 ～ 小 40-7 (小林)
小矢部川幹線伏越 小 42-8 ～ 小 42-9 (梅野)
砺波庄川幹線伏越 庄 5-7 ～ 庄 5-8 (千代・宮丸)

【平成 31 年度】

小矢部川幹線伏越 小 31-6 ～ 小 31-7 (上川崎)

【平成 32 年度】

小矢部川幹線伏越 小 28-9 ～ 小 28-10 (本江)
小矢部川幹線伏越 小 30-1 ～ 小 30-2 (柴田屋)
小矢部川幹線伏越 小 40-6 ～ 小 40-7 (小林)
小矢部川幹線伏越 小 42-8 ～ 小 42-9 (梅野)
砺波庄川幹線伏越 庄 5-7 ～ 庄 5-8 (千代・宮丸)

【平成 33 年度】

小矢部川幹線伏越 小 31-6 ～ 小 31-7 (上川崎)

【平成 34 年度】

小矢部川幹線伏越 小 28-9 ～ 小 28-10 (本江)
小矢部川幹線伏越 小 30-1 ～ 小 30-2 (柴田屋)
小矢部川幹線伏越 小 40-6 ～ 小 40-7 (小林)
小矢部川幹線伏越 小 42-8 ～ 小 42-9 (梅野)
砺波庄川幹線伏越 庄 5-7 ～ 庄 5-8 (千代・宮丸)

(5) 伏越し清掃(スカムのみ)

【平成 30、32、34 年度】(各 1 回/年) ※(4)伏越し清掃を実施する年度

【平成 31、33 年度】(各 2 回/年) ※(4)伏越し清掃を実施しない年度

小矢部川幹線伏越 小 40-6 ～ 小 40-7 (小林)

小矢部川幹線伏越 小 42-8 ～ 小 42-9 (梅野)

(業務内容)

第 3 条 業務内容は以下に示すとおりとする。

(1) 下水道幹線管渠点検調査業務

管渠の調査方法は、目視調査またはTVカメラ調査とする。また、マンホールについては、調査員が内部に入り、目視調査する。なお、調査結果については判定基準に従い、調査報告書を作成することとする。また、判定基準がAランク、Bランクの箇所については、その修繕工法も検討することとする。

ア. 目視調査（管径 900mm 以上）

調査員が管渠の中に入り直接目視調査を行う。別紙「調査判定基準」に従い、状況を記録できるように調査を行う。また、測点番号のマーキングを以下の要領に従い行うものとする。

①文字寸法及び色

文字寸法は縦 50mm、横 30mm、線幅 10mm とし、色は黄色とする。

②マーキング地点

発注者の所有する下水道台帳の測点番号と同じ地点とする。

③マーキング位置

管渠中心点より上方 45° にマーキングする。

イ. TV 調査（管径 900mm 未満）

管渠内調査用 TV カメラを使用して管渠内の状況を調査する。

マンホール間を 1 行程とし、TV カメラを移動しながら、直視または側視の映像をモニターテレビに映しだし、必要な事項を記録する。

①本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。

②調査にあたっては、別紙に示す状況について把握できるように全区間撮影（カラー、側視撮影を含む）し、DVD 等に収録すること。

③異常箇所等の必要箇所については、さらに側視撮影（カラー）を追加し、鮮明な画像を収録すること。

④別紙の基準について判断できるように調査を実施すること。

ウ. マンホール調査

①側壁、側塊のき裂、損傷の位置、程度

②インパートの洗掘、不等沈下の有無

③足掛け金物の腐食状況

④土砂の堆積状況

⑤市町村の接続箇所においては流入状況、副管の異常の有無

⑥酸素、硫化水素、一酸化炭素及び可燃性ガス等の濃度測定

(2) ゲート点検業務

ア. ゲート等の点検、動作確認及びオイル交換を含む清掃・調整

イ. マンホール内の酸素・硫化水素・一酸化炭素の濃度測定（換気開始の前後に実施）

ウ. 伏越マンホール内に堆積した土砂等の堆積状況の確認（確認は年 2 回実施する）

(3) 下水道幹線管渠占用道路点検調査業務

ア. 点検対象は、別図に示す小矢部川流域下水道の幹線管渠占用道路及びマンホールとする。

イ. 点検の時期及び報告書提出期限は、下表のとおりとする。

	点検時期	報告書提出期限
1 回目	9 月下旬～10 月	10 月 20 日
2 回目	2 月下旬～3 月	3 月末日

ウ. 点検調査員は 2 名（うち 1 名は操車を併せて行う）とし、調査はマンホールごとに車両を

停止させ、マンホール蓋及びその周辺（道路外のものも含む）について段差等の計測を行うとともに目視による点検を行い、点検調査表（様式1）・マンホール周辺調査報告書（様式2）に記入するものとする。

- エ. 異常を発見した場合は、直ちに調査職員に連絡し、その指示を仰ぐとともにその異常の内容を報告するものとする。ただし、発見した異常が周辺交通や第三者に著しい影響を与えている場合、あるいは与える恐れがあると認められる場合には、自らの判断で安全対策や応急措置を施すものとし、これに係る費用については、後日、協議のうえ、精算するものとする。
- オ. マンホール蓋のゴム栓がない箇所については、下水道公社が支給するゴム栓を取り付けることとする。なお、取り付け箇所については調査職員の指示に基づくものとする。
- カ. 点検車両は、交通に支障のない場所で待機し、調査員とは無線機等で連絡を密に行うこととする。

(4) 伏越し箇所点検清掃業務

- ア. 伏越マンホール内に堆積した土砂等の堆積状況の確認（年2回）
- イ. 角落としによる伏越管渠の切替、水替、及び切替前の使用側伏越管渠の高圧洗浄車による洗浄
※伏越管渠の切替は各年1回、清掃対象の伏越管渠は2条のうち1条
- ウ. 伏越マンホール内の土砂等の排出、処分
- エ. マンホール内部の洗浄及び破損箇所の点検
- オ. マンホール内の酸素・硫化水素・一酸化炭素の濃度測定（換気開始の前後に実施）

(5) スカム清掃業務

- ア. 伏越マンホール内のスカム蓄積状況の確認
- イ. 伏越マンホール内のスカムの排出、処分

（提出書類）

第4条 提出書類は以下に示すとおりとする。

(1) 業務着手時に提出する書類

- ア. 業務着手届
- イ. 管理技術者等届(管理技術者または照査技術者として下水道管理技術認定試験(管路施設)の合格者を配置すること)
- ウ. 業務計画書(調査概要、現場組織表、調査計画、調査方法、安全管理、その他調査職員が指示する事項について記載すること)

(2) 完了時に提出する書類

- ア. 業務完了届
業務完了届は、年度内に実施した各業務に関する「イ. 調査報告書」を整備の上、各年度毎に提出するものとする。
- イ. 調査報告書(ただし、異常箇所を発見した場合は速やかに調査職員に報告すること)
 - ①下水道幹線管渠点検調査結果は、調査職員が承認した報告様式を使用し、業務完了時に1部提出することとする。
 - a. 報告書 1部(別紙3「調査記録表例」参照)

- b. 調査写真 1部（各測点番号及び異常箇所を発見した際はその状況が判るもの）
 - c. 管渠内部の状況について収録したDVD等の記録媒体
 - d. 酸素等の濃度測定記録表
 - e. その他調査職員が指示した書類
- ②ゲート点検業務（様式4）
- a. 報告書 1部（ゲート点検票、ガス濃度測定結果等）
 - b. 作業写真 1部
 - c. その他調査職員が指示した書類
- ③下水道幹線管渠占用道路点検調査結果は各回の点検完了後5日以内に提出するものとする。
- a. 点検調査票（様式1） 各回1部
異常箇所についてはその詳細を記入するとともにその位置及び状況を把握できるように撮影した写真及び当該箇所を明示した位置図を提出すること。
 - b. マンホール周辺調査報告書（様式2） 各回1部
 - c. 調査写真 各回1部（紙、電子データ）
マンホール1箇所につき1枚（異常箇所がある場合はその状況がわかるもの）を目安とする。
 - d. その他調査職員が指示した書類
- ④伏越し箇所点検清掃業務
- a. 報告書 1部
 - b. 作業写真 1部（各伏越し箇所の点検清掃状況及びしき等堆積状況がわかるもの）
 - c. その他調査職員が指示した書類

（安全管理等）

第5条

- (1) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働安全衛生法で定める酸素欠乏危険作業主任者を常駐させ、その者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸保護具等を常備すること。また、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、作業の安全管理に万全を期すこと。
- (3) 調査実施前に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。
- (4) 交通誘導員、表示看板、バリケード等を適切に配置し、第三者に対する安全対策に配慮すること。（作業時、開いているマンホールには必ず交通誘導員を個々に配置すること。）
- (5) 調査中は、常時、周辺の住民及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

- (6) 作業終了後は、マンホール周辺、ゲート室上屋等の清掃を行うこと。
- (7) 作業開始、終了等調査職員に対する連絡、報告を適切に行うこと。
- (8) 調査を実施するにあたり、周辺住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (9) 気象情報に十分に注意を払い、出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるように対策を講じておくこと。また、マンホール内の水量増大等危険が予想される場合は、直ちにマンホール内の作業を中止すること。
- (10) 局地的な大雨などによる管渠内の急激な増水に備えるため、業務計画書に、①現場特性の事前把握、②調査等の中止基準・再開基準の設定、③迅速に退避するための対応、④日々の安全管理の徹底等について「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引(案)」を踏まえた安全管理計画を記載し、調査職員の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。
- 管渠内作業の標準的な中止基準は、別紙に示すとおりとする。受注者は、別紙の標準的な中止基準を踏まえ、調査箇所ごとに現場特性に応じた中止基準を設定し業務計画書に記載すること。
- (11) 発注者が貸与する流域下水道事業計画図、調査対象区間のマンホール図、縦断面図、幹線流入日報等により現場特性の事前把握に努めること。
- (12) 伏越し箇所等の構造等については、下表のとおり。

伏越し名称等		伏越し管設置深さ	下水管径／伏越し管径	伏越し管長
小矢部川幹線	小 28-9	GL-6. 17m	φ 1200／φ 500×2	9. 46m
	小 28-10	GL-6. 17m		
	小 30-1	GL-7. 99m	φ 1000／φ 450×2	65. 00m
	小 30-2	GL-7. 21m		
	小 31-6	GL-6. 76m	φ 1000／φ 450×2	151. 17m
	小 31-7	GL-6. 96m		
	小 40-6	GL-7. 50m	φ 600／φ 350×2	32. 00m
	小 40-7	GL-7. 85m		
	小 42-8	GL-4. 86m	φ 600／φ 350×2	21. 95m
	小 42-9	GL-4. 86m		
砺波庄川幹線	庄 5-7	GL-6. 27m	φ 1000／φ 450×2	33. 03m
	庄 5-8	GL-6. 48m		

(緊急事態発生時の対応)

第 6 条

- (1) 受注者は、下水道施設の異常による緊急事態発生時の連絡を受けたときは、緊急対応マニュアルに従い、速やかに現場に急行し、機能回復に努めることとする。なお、これに係る経費については別途協議する。

- (2) 受注者は、契約締結後、すみやかに緊急事態発生に備え、緊急連絡体制表を作成し、調査職員に提出するものとする。

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第7条

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(その他)

第8条

- (1) 受注者は、調査箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等を発見した場合は、すみやかに調査職員に報告すること。
- (2) 設計図書に明示してない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは受注者の負担において処理すること。
- (3) 受注者は、作業にあたり、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。
- (4) 受注者は、点検調査前に幹線管渠埋設ルート等を十分把握しておくこと。また、このための下水道台帳等の閲覧は、調査職員の許可のもと適宜行うことができるものとする。
- (5) 管渠目視点検、管渠 TV カメラ調査、伏越し及び管渠清掃は、本業務委託の主たる部分であり原則として第三者へ委託し又は請け負わせてはならないものとする。
- (6) その他この仕様書に定めのないことについては、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

